

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年9月3日(2020.9.3)

【公開番号】特開2019-24897(P2019-24897A)

【公開日】平成31年2月21日(2019.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2019-007

【出願番号】特願2017-146600(P2017-146600)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 7 B

A 6 3 F 7/02 3 0 8 H

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月22日(2020.7.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下可能な遊技領域が設けられた遊技盤と、

前記遊技領域における上部に位置する供給位置より、前記遊技領域内へと遊技球を供給可能な発射部と、

遊技球を前記発射部まで案内することが可能な移送経路と、

前記遊技盤、前記発射部、前記移送経路が設けられた遊技機枠と、を備える遊技機であって、

前記移送経路は、前記供給位置よりも下方に位置する揚送下方位置から前記揚送下方位置よりも上方に位置する揚送上方位置まで延びる揚送経路を有し、

前記移送経路には、前記揚送上方位置から前記供給位置までの間に、遊技球を貯留可能な上方貯留部を備え、

前記遊技機枠は、

第1の部分と第2の部分とを有するとともに、

第1の状態と、前記第1の部分と前記第2の部分とが前記第1の状態よりも離れた第2の状態とをとることが可能なものであり、

前記上方貯留部は、

基部と開閉部とを有し、前記開閉部が、回転軸を中心として前記基部に対して回転することで、前記開閉部が閉じられた閉状態と、前記開閉部が前記基部に対して開かれた開状態とをとることが可能なものであるとともに、

前記第1の部分の側から見て、前記回転軸が、前記第2の部分の側に位置する状態で、前記第1の部分に設けられており、

前記第2の部分は、

前記上方貯留部を前記開状態としつつ、前記遊技機枠を前記第2の状態から前記第1の状態としたときに、前記開閉部を前記基部に向けて押す押付部を有することを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 0 6

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本発明に係る遊技機は、

遊技球が流下可能な遊技領域が設けられた遊技盤と、

前記遊技領域における上部に位置する供給位置より、前記遊技領域内へと遊技球を供給可能な発射部と、

遊技球を前記発射部まで案内することができる移送経路と、

前記遊技盤、前記発射部、前記移送経路が設けられた遊技機枠と、を備える遊技機であつて、

前記移送経路は、前記供給位置よりも下方に位置する揚送下方位置から前記揚送下方位置よりも上方に位置する揚送上方位置まで延びる揚送経路を有し、

前記移送経路には、前記揚送上方位置から前記供給位置までの間に、遊技球を貯留可能な上方貯留部を備え、

前記遊技機枠は、

第1の部分と第2の部分とを有するととともに、

第1の状態と、前記第1の部分と前記第2の部分とが前記第1の状態よりも離れた第2の状態とをとることが可能なものであり、

前記上方貯留部は、

基部と開閉部とを有し、前記開閉部が、回転軸を中心として前記基部に対して回転することで、前記開閉部が閉じられた閉状態と、前記開閉部が前記基部に対して開かれた開状態とをとることが可能なものであるとともに、

前記第1の部分の側から見て、前記回転軸が、前記第2の部分の側に位置する状態で、前記第1の部分に設けられており、

前記第2の部分は、

前記上方貯留部を前記閉状態としつつ、前記遊技機枠を前記第2の状態から前記第1の状態としたときに、前記開閉部を前記基部に向けて押す押付部を有することを特徴とする。